

羽田空港のあるまち おおた ～空港の歴史と将来～

新連載

羽田空港は現在、世界32都市、国内49都市と結ばれた24時間国際拠点空港であり、年間の乗降客(利用者)数は、8,700万人に達しています。このコーナーでは、国際都市おおたの玄関口である羽田空港の歴史をひもとくとともに、私たちの生活にさまざまな影響のある、空港の今後などについてお知らせしていきます。



再拡張(D滑走路の新設)後の羽田空港

Vol. ① 羽田空港の生い立ち

羽田空港は昭和6年8月25日、滑走路1本のみ「東京飛行場」として設置されましたが、終戦後間もない昭和20年9月21日、連合国軍により接收されます。このとき、当時の空港島内のいわゆる羽田三町(羽田江戸見町、羽田穴守町、羽田鈴木町)に居住していた1,320世帯、2,894人といわれる住民が48時間以内に強制退去させられました。

その後、昭和33年に羽田空港は全面返還。日本経済の高度成長期には、航空機の発達によるジェット化、滑走路の延伸などにより、周辺の住民は激しい航空機騒音などで、再び苦難を強いられることになりました。

このような中、騒音問題の解消や航空輸送力の確保などを目的として、昭和50年代から沖合展開計画の検討が進められ、昭和59年に着工、平成12年に事業が終了し、現在の羽田空港の原型ができあがりました。

この間、国際線が全て成田に移りましたが、平成22年に羽田空港は再拡張事業により4本目の滑走路(D滑走路)が新設され、再び国際化されました。

現在の発着回数は、国内線は1日あたり約1,000回、国際線は約220回に達しており、地方と首都圏、さらには世界をつなぐ役割を果たしています。
 関空まちづくり課 ☎5744-1650 FAX5744-1528



玉井清太郎が自作飛行機で初飛行
大正5(1916)年10月5日、多摩川河口にて



開港間もない東京飛行場
〔羽田開港50年史〕より

妊娠がわかったら

「母子健康手帳」を受けとり、妊婦面接を受けましょう

地域健康課、健康づくり課では「母子健康手帳」を配布し、その際に保健師・助産師による妊婦面接が受けられます。届け出の際は「妊娠週数」「分娩予定日」「受診先の医療機関」「個人番号(マイナンバー)」が必要です。併せて、妊婦健康診査受診票をお渡ししています。なお、同封の出生通知書(はがき)は、必ずご提出ください。

また、特別出張所や区役所本庁舎の母子健康手帳(夜間・土日)交付窓口でも「母子健康手帳」を配布しています。この場合、妊婦面接は管轄の地域健康課で予約し、後日お受けください。

里帰り等妊婦健康診査費用助成制度

妊婦健康診査受診時、区内に住居登録があり、都内契約医療機関以外の医療機関などで妊婦健康診査や妊婦超音波検査、子宮頸がん検診、新生児聴覚検査(平成31年4月1日以降に生まれたお子さん)を自己負担で受診した方

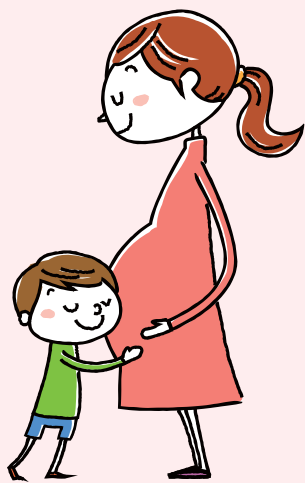
※助産所での1回目の検査や超音波検査、子宮頸がん検診を除く

申請書(健康づくり課、地域健康課、特別出張所で配布)を問合先へ持参 ※地域健康課、特別出張所では申請を受け付けません。

●申請期間 最後の妊婦健康診査か新生児聴覚検査を受診した日から1年間

健康づくり課健康づくり担当

☎5744-1661 FAX5744-1523



あなたの力を貸してください!

災害時の医療職ボランティア 大募集!!

区では震度6弱以上の地震の際、病院の門前などに緊急医療救護所などを開設し、トリアージ(傷病者の優先順位づけ)や軽症者への処置を行います。また、避難所では各種衛生活動(口腔ケアや妊産婦・新生児へのケアなど)を行います。災害時に一人でも多くの命を救うためには、医療職のボランティアの力が重要です。力を貸してください。

看護師・准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、柔道整復師、救急救命士の有資格者で区内や近隣区市に在住・在勤・在学の方 ※就労経験は問いません
 健康医療政策課地域医療政策担当
 ☎5744-1264 FAX5744-1523



©大田区

- 活動内容
救護所での医療救護活動、避難所での保健衛生活動(適宜研修や訓練有り)
- 損害補償
大田区の補償制度を適用
※ボランティアのため無償での活動となります



ありがとうございます あたたかい善意

◆公共のために

○美しい多摩川フォーラム会長 細野助博=樹木

◆日本赤十字社の災害義援金・救援金を受け付けています

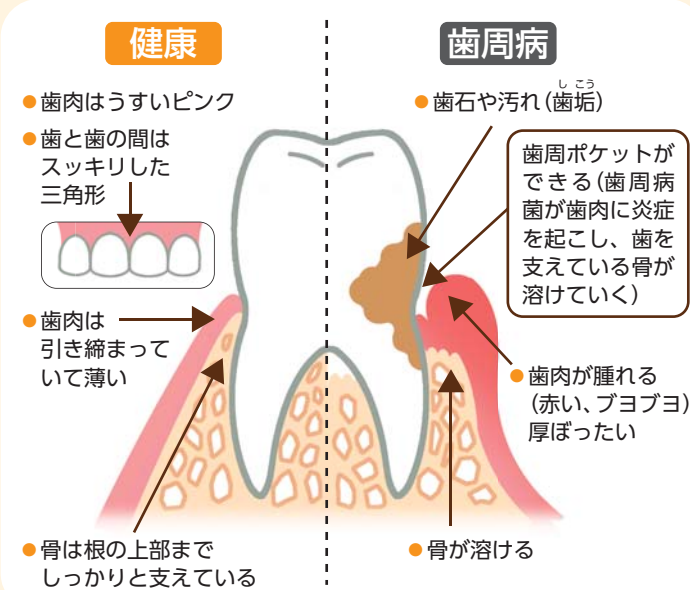
各災害義援金・救援金情報、寄付者の氏名・団体名などは区HPに掲載しています。

今から始める 健康づくり

Vol. 12

毎日のケアと定期健診で
歯周病を予防しよう

歯周病は、歯の汚れ(歯垢)の中に含まれる細菌の毒素で歯ぐき(歯肉)に炎症が起き、歯を支える骨が溶けていく病気です。初期の段階では、自分で気がつくような症状がなく、放っておくと全身に影響を及ぼすことも。毎日の歯磨きを丁寧にを行い、定期的に健診を受けましょう。



歯磨きのポイント

- 自分にあった歯ブラシを使う
- 鏡を見ながら丁寧に磨く
- フロスや歯間ブラシで歯と歯の間も磨く

次のような方は歯科医療機関に相談を

- 朝起きると口の中がネバネバする
- 歯磨きのときに出血する
- 歯肉がときどき腫れる
- 歯肉が下がって、歯と歯の間に隙間ができた
- 硬いものがかみにくい、歯がグラグラする

区では、毎年7月1日から翌年1月31日まで、成人歯科健康診査を実施しています。対象の方には、通知を発送しますのでぜひ受診してください。